

災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業啓発業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、感震ブレーカーや家具・家電転倒防止器具など、災害発生時に自分の命を守る「自助」の備えに必要な物資等の購入費用の一部を支援し、物価高騰下における一般家庭の負担軽減を図る、災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業に関する広報業務を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3 委託業務の内容

広報業務

(1) キャンペーン名称の決定

本事業の目的が明確に伝わり、より多くの県民の参加を促し、消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、インパクトのある名称を提案すること。

(2) 効果的な告知方法により、広く事業の周知を図ること

- ・ テレビCMを作成し、放送すること。
- ・ WEB広告、SNS広告を行うこと。広告方法については、位置情報を活用したエリア限定の広告配信など効果的な広告を行うこと。
- ・ 新聞広告を複数回行うこと。
- ・ 特設サイトを作成すること。
- ・ 各種媒体による広告を最適に組み合わせた広報プランを提案すること。

(3) 上記(1)、(2)の他に、業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。

4 成果品・納期

受託者は、本業務の完了後、速やかに以下の成果品を提出し、県の検査を受けるものとする。

(1) 成果品の内容

事業実施報告書（電子データおよび製本）

報告書にはテレビCMの放映実績、SNS広告等のデジタル広告の運用結果（インプレッション数、クリック数、動画再生数等のKPI指標）等の広報実施実績に関する内容を記載すること。

(2) 納期

成果品の納品期限は、原則として令和9年2月28日とする。ただし、各イベントや動画制作の完了ごとに、実績の速報報告および成果物の部分納品を行い、県による段階的な確認を受けるものとする。具体的な各段階の納期については、契約締結後に別途協議の上、決定する。

5 その他留意事項

(1) 業務の進捗管理

- ・ 業務の進捗状況を共有するため、県と定期的な打ち合わせ（オンライン可）を実施し、常に情報の共有と意思決定の迅速化を図ること。
- ・ 社会情勢の変化や災害発生状況等により、啓発内容の重点を変更する必要がある場合は、県と協議の上、柔軟に対応すること。

(2) 委託により作成された成果品に関するすべての権利は、県に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託業者において必要な権利処理を行うこと。電子データは、県へ納品すること。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。